

# 平成 28 年関税法改正により導入された 営業秘密侵害品の水際取締り制度の概要



貿易円滑化対策委員会 副委員長 会員・弁護士 大江 耕治

## 要 約

近年における営業秘密保護強化の要請の高まりを受けて、平成 28 年関税法改正及びこれに係る政省令等の改正により、本年 6 月 1 日より、営業秘密侵害品に対する水際取締り制度が新たに導入されることとなった。本稿は当該制度の概要を解説するものである。

## 目次

1. はじめに
2. 制度導入の背景
3. 制度の紹介
  - (1) 概要
  - (2) 認定の申請
  - (3) 利害関係者の意見聴取
  - (4) 学識経験者の意見聴取
  - (5) 認定事項に該当する場合（認定書の交付）
  - (6) 認定事項に該当しない場合
  - (7) 認定手続開始の申し立て
  - (8) 職権による認定手続
4. おわりに

とを予めご承知いただきたい。

## 2. 制度導入の背景

今回新たに営業秘密侵害品の水際取締り制度が導入されることとなった背景には、営業秘密の保護強化の要請の高まりがある。

近年、我が国では企業にとっての基幹技術などの重要情報が流出する事案が多発している。元従業員による高機能鋼板の製造プロセスに係る技術情報の漏洩があったとして新日鐵住金が韓国ポスコ社を提訴した事案<sup>(2)</sup>や、提携先の元従業員による NAND 型フラッシュメモリの仕様等の技術情報の漏洩があったとして東芝が韓国 SK ハイニックス社を提訴した事案<sup>(3)</sup>などは、記憶に新しいところである。

このような我が国企業の重要技術等の流出事例の発生を受けて、政府において営業秘密保護強化の検討及び取り組みがなされ、その結果、平成 27 年に不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）における営業秘密保護にかかる規定が大きく改正された。本年 1 月 1 日に施行された改正後の不正競争防止法では、①刑事上・民事上の保護範囲の拡大（転得者処罰範囲の拡大、未遂行為の処罰化など）、②罰則の強化等による抑止力の向上（罰金刑の上限引上げ、裁判所による任意的没収規定の導入）、③民事救済の実効性の向上（立証負担の軽減、除斥期間延長）を目的とする諸制度が導入された。このうち①の一環として、営業秘密侵害品の譲渡や輸出入等が新たに規制されることとなった。

すなわち、改正後の不正競争防止法では、営業秘密（生産方法等の技術上の情報）の不正な使用により生産された物を譲渡、輸出入等する行為を、「不正競争」

## 1. はじめに

本年 3 月 29 日に、関税率法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 16 号）が成立し、同月 31 日に公布された。同法第 3 条により、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）の一部が改正となった。本稿は、当該関税法の改正により新たに導入されることとなった、いわゆる営業秘密侵害品（企業から不正に流出した技術上の情報により生産された物）に対する税関における水際取締り（輸出入の差止め）制度につき紹介するものである。

改正された関税法のうち、上記水際取締り制度に関する部分は本年 6 月 1 日に施行<sup>(1)</sup>されたばかりであり、本稿執筆時点では同制度による営業秘密侵害品に対する水際取締りが行われた事例は筆者の知る限り存しない。そのため、本稿は、新たに導入された当該制度自体の概要を紹介するにとどまるものであり、同制度の実際上の運用等について解説するものではないこ

の定義に追加し（同法第 2 条 1 項 10 号）、損害賠償請求や差止め請求といった民事措置の対象とするとともに、刑事罰（10 年以下の懲役もしくは 2000 万円以下の罰金又はこれらの併科。同法第 21 条 1 項 9 号）の対象にも加えた。ただし、不正使用した者以外で民事措置の対象となる者は、自身が譲り受けるときに、その物が営業秘密侵害品であることを知っているか、知らないことにつき重大な過失がある者だけに限定され、また、刑事罰については営業秘密侵害品であることを知っている場合だけが対象とされる。

営業秘密侵害品の輸出入の規制を含む不正競争防止法の改正法案が国会に提出されたことを受け、平成 27 年 6 月 19 日に知的財産戦略本部が決定した知的財産推進計画 2015 では、「営業秘密侵害品の輸出入が禁止されることを踏まえ、輸出入貨物が営業秘密侵害品であること等を迅速・適正に判断・確認することができる仕組みを導入することを前提として、営業秘密侵害品に係る水際措置の導入について関係府省において検討を行い本年度中に結論を得て、必要な措置を講ずる。」とされた。また、不正競争防止法の改正法の成立を受け、財務省の諮問機関である関税・外国為替等審議会は、平成 27 年 12 月 16 日に、「平成 28 年度関税法改正についての考え方」として、「経済産業大臣による認定制度など、税関が水際において迅速・適正に侵害の該否を判断・確認できる仕組みが導入されることを前提に、同行為を組成する物品（営業秘密侵害品）を、関税法上の『輸出入してはならない貨物』に追加し、他の知的財産侵害物品と同様の仕組みにより、水際措置の対象とすることが適当である」との意見を答申した。

これを受けて、関税率法等の一部を改正する法律案が本年 2 月 9 日に国会に提出され、冒頭に記載したとおり 3 月 29 日に成立、同 31 日に公布された。同法により改正された関税法で導入された営業秘密侵害品の水際取締り制度が、本年 6 月 1 日より運用される運びとなり、これに合わせて、関係する政令（関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号））、省令（関税法第 69 条の 4 第 1 項の規定による経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請手続等に関する規則（平成 18 年経済産業省令第 6 号。以下「申請手続等に関する規則」という）及び通達（関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）、税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号））の一部が改正され、改正された関

税法と同時に本年 6 月 1 日に施行されるに至った。

### 3. 制度の紹介

#### （1）概要

今回改正された関税法により、営業秘密侵害品が関税法上の輸出入禁制品に新たに追加された（関税法第 69 条の 2 第 1 項 4 号及び第 69 条の 11 第 1 項 10 号）。税関長は、輸出又は輸入されようとする貨物のうちに営業秘密侵害品が含まれると思料するときは、実際に侵害品に該当するか否かを認定するための手続（認定手続）を執ることが求められ（関税法第 69 条の 2 第 1 項及び第 69 条の 12 第 1 項）、侵害品と認定された貨物については輸出入が認められず、輸出入者自らによる廃棄や税関による没収などにより、流通が差し止められることとなる。

認定手続は税関が職権で行うことも可能であるが、改正前の関税法でもともと認められていた他の知的財産権侵害品については、権利者による申し立てに基づき認定手続が開始されるケースが大半であった。営業秘密侵害品についても、膨大な量の輸出入貨物から税関が職権でその存在を探知することは現実的ではなく、実際には被侵害者（営業秘密保有者）による申し立てを契機として認定手続が開始されるのが通常となることが予想される。

営業秘密侵害品にかかる認定手続開始申し立てに際しては、他の知的財産権侵害品にかかる認定手続開始申し立ての場合と異なる特別の手続が必要となる。具体的には、かかる申し立てを行う者は、申し立てに先立って、①差し止めを求めようとする貨物が営業秘密侵害品であること、及び、②当該貨物の輸出入者が、当該貨物を譲り受けた時に営業秘密侵害品であることを知り、又は、重大な過失により知らなかったこと<sup>(4)</sup>の 2 点（以下「認定事項」という）につき、経済産業大臣による認定を申請し、その認定を得なければならない（関税法第 69 条の 4 第 1 項及び第 69 条の 13 第 1 項）。かかる申請がなされた場合、経済産業大臣は、申請者（営業秘密保有者）及び被申請者（輸出入者）から意見を聴取し、必要に応じ学識経験者に意見照会などをしたうえで、認定事項への該当性を判断することとなる。該当すると判断された場合は、経済産業省は認定内容を記載した書面を申請者に交付し、申請者は当該認定書を添付することではじめて認定手続開始の申し立てを認められることとなる。

認定手続開始の申し立て後の流れは、改正前の関税法で認められていた不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号乃至第 3 号に掲げる行為を構成する物品（以下「営業秘密侵害品以外の不正競争防止法違反物品」という）についてのものと大きく異ならない。そのため、改正法による新制度の説明を目的とする本稿では、営業秘密侵害品にかかる認定手続開始の申し立てを企図する営業秘密保有者が、その前提として、上述の経済産業大臣による認定を申請し、認定書を得るまでの手続を主に解説する。

## （２） 認定の申請

上述の経済産業大臣による認定の申請を行う営業秘密保有者（以下「認定申請者」という）は、申請手続等に関する規則で定めた書式に従った申請書を経済産業大臣に提出することが求められる（申請手続等に関する規則第 5 条 1 項）。

同申請書には、以下の事項を記載する必要がある。

- ① 認定申請者の氏名・名称、住所、担当者名、電話番号、FAX 番号（認定申請者が法人である場合はこれに加え代表者等の氏名）
- ② 営業秘密侵害品に該当すると思料する貨物
- ③ 上記②の貨物の輸出入者<sup>⑤</sup>
- ④ 認定を求める理由
- ⑤ その他参考となるべき事項

また、申請に際しては、以下の書類等を申請書に添付することが求められる（申請手続等に関する規則第 5 条 2 項）。

- ① 営業秘密を侵害する事実を疎明するものとして税関長に提出を予定している証拠
- ② 申請書の記載事項のうち「認定を求める理由」を明らかにする資料
- ③ 認定申請者が個人である場合は、戸籍謄本や住民票の写し等及び印鑑証明書
- ④ 認定申請者が法人である場合は、定款及び登記事項証明書、委任状

経済産業省が作成した公表資料では、「認定の申請時に必要な書類の一例」として、以下の資料等が挙げられている。これらは上記の①や②の証拠又は資料の例示である。

- ・営業秘密に該当する情報の概要が分かる資料（設計

図・手順書等）

- ・当該情報が秘密管理されていることが分かる資料（社内規程等）
- ・当該情報が不正取得された証拠など、侵害の事実を示す資料
- ・差止めの対象物が営業秘密を用いて作られたことを示す資料
- ・輸出入者の主観的要件に関する資料（警告書）

## （３） 利害関係者の意見聴取

経済産業大臣は、認定申請者から上述の申請書が適法に提出された場合、一定の例外的な場合<sup>⑥</sup>を除いて、被申請者にあたる輸出入者<sup>⑦</sup>に意見を陳述する機会を与えなければならない（申請手続等に関する規則第 7 条 1 項）。

また、経済産業大臣は、申請に対する認定の有無を決定するにあたり、その他の利害関係人からも意見を聴取することができる（申請手続等に関する規則第 7 条 3 項）。当該利害関係人には認定申請者も含まれる。そのため、認定申請者からの意見聴取は形式的には任意であるが、実務上は、経済産業省が認定申請者と被申請者の両方からそれぞれ意見聴取を行い、双方の言い分を踏まえたうえで認定の有無を決定する流れとなると予想される。

## （４） 学識経験者の意見聴取

認定事項の認定の有無を決定するにあたり、経済産業大臣は、利害関係人だけでなく、学識経験者の意見を聴取することができる（申請手続等に関する規則第 7 条 4 項）。この制度は、申請の対象となる貨物が営業秘密侵害品に該当するか否か、あるいは、被申請者が営業秘密侵害品であることにつき貨物の譲受時に悪意又は重過失であったか否かを認定するためには、法律面や技術面における専門的な知見が必要となることが想定されるため、経済産業大臣がかかる専門的知見を具備した学識経験者の意見を照会できるようにしたものである。ここでいう「学識経験者」としては、弁理士、弁護士、学者などが考えられている。経済産業省は、かかる学識経験者の候補として侵害判定諮問委員を選任しており、多くの弁理士が同委員の名簿に掲載されているところである<sup>⑧</sup>。

**(5) 認定事項に該当する場合（認定書の交付）**

上述の意見聴取等を踏まえ、経済産業大臣が認定事項に該当すると認定したときは、申請手続等に関する規則で定めた書式に従った認定書が作成され、認定申請者及び被申請者（輸出入者）<sup>(9)</sup>に交付される。認定書には以下の事項が記載される（申請手続等に関する規則第 6 条 1 項）。

- ① 認定申請者の氏名・名称及び住所（認定申請者が法人である場合はこれに加え代表者等の氏名）
- ② 営業秘密侵害品に該当する貨物
- ③ ②の貨物の輸出入者
- ④ 認定事項に該当する理由
- ⑤ 作成年月日

**(6) 認定事項に該当しない場合**

経済産業大臣が、認定事項に該当するとの認定を行わないこととする場合は、申請手続等に関する規則で定めた書式に従った書面が作成され、認定申請者に交付される。当該書面には以下の事項が記載される（申請手続等に関する規則第 6 条 2 項）。

- ① 認定申請者の氏名・名称及び住所（認定申請者が法人である場合はこれに加え代表者等の氏名）
- ② 認定を行わないこととする旨
- ③ 認定事項に該当しない理由
- ④ 作成年月日

**(7) 認定手続開始の申し立て**

認定事項に該当する旨の経済産業大臣の認定書を取得した認定申請者は、税関長に対し、当該認定書を添えて、貨物の輸出入差止めのため認定手続の開始を申し立てることができる（関税法第 69 条の 4 第 1 項及び同 69 条の 13 第 1 項）。

前述のとおり、税関長が認定手続を開始した後の手続に関しては、営業秘密侵害品以外の不正競争防止法違反物品の場合と概ね同じであるが、税関長による経済産業大臣への意見照会の手続が異なっている<sup>(10)</sup>ので、その点につき説明する。

すなわち、営業秘密侵害品に該当するか否かの認定手続が開始されたときは、申立人である営業秘密保有者又は輸出入者は、税関長に対し、営業秘密侵害品の該当性について経済産業大臣の意見を照会することを求めることができる（関税法第 69 条の 7 第 1 項及び第 69 条の 17 第 1 項）。この点は、営業秘密侵害品以

外の不正競争防止法違反物品につき、税関長による経済産業大臣に対する職権での意見照会の制度しか規定されておらず、申立人や輸出入者にかかる意見照会を求める権利が認められていない点と異なっている<sup>(11)</sup>。

経済産業大臣への意見照会を求める場合には、申立人である営業秘密保有者においては営業秘密侵害品に該当すると認める物の具体的態様を明らかにする資料を、輸出入者においては営業秘密侵害品に該当しないと認める物の具体的態様を明らかにする資料を、それぞれ税関長に提出することが求められる<sup>(12)</sup>（関税法施行令第 62 条の 10 及び第 62 条の 27）。

営業秘密保有者又は輸出入者から適法な申し立てがあった場合は、税関長は経済産業大臣に対し意見を求めなければならない（関税法第 69 条の 7 第 2 項及び第 69 条の 17 第 2 項）。この際税関長は、申立人である営業秘密保有者及び輸出入者から提出された上述の資料その他の経済産業大臣が意見を述べる際に参考となるべき資料<sup>(13)</sup>を添えて経済産業大臣に提出する。税関長は、申立人である営業秘密保有者及び輸出入者に対し、経済産業大臣に提出する資料について意見を述べる機会を付与しなければならない（関税法施行令第 62 条の 11 第 1 項及び第 62 条の 28 第 1 項）。

経済産業大臣は、税関長からかかる意見照会を受けた場合、必要に応じて学識経験者や申立人、輸出入者ら利害関係者の意見を聴取することができる（申請手続等に関する規則第 8 条 1 項）。

経済産業大臣の意見等を踏まえて営業秘密侵害品に該当すると認定されれば、当該貨物の輸出入は許可されないこととなる。

**(8) 職権による認定手続**

前述のとおり、営業秘密侵害品にかかる認定手続については、営業秘密保有者による申し立てを契機として開始されるケースが通常となることが予想される。一方で、ある貨物について認定手続によって営業秘密侵害品であることが認定された後に、同一の貨物が当該認定の対象とされていない別の輸出入者により輸出あるいは輸入されようとする場合には、税関が営業秘密保有者による再度の申し立てを待たずに、職権で認定手続を開始することは十分にあり得るものと思われる<sup>(14)(15)</sup>。このような職権での認定手続開始が積極的に活用されることになれば、輸出入者の特定という対人要件が要求される認定手続開始申し立て制度を補っ

て、営業秘密侵害品の水際取締りがより実効的なものとして機能することが期待される。

#### 4. おわりに

以上が、今回関税法の改正に伴い導入された営業秘密侵害品の水際取締り制度の概要である。冒頭に述べたとおり、現時点で同制度が利用された実績がないため、運用上の具体的な課題等についてはまだ明らかになっていない。実際に当該制度を利用しようとする場面では、現時点で公表されている法令や関係省庁の作成資料のみでは必ずしも明らかではない実務上の問題に直面する可能性も想定される<sup>(16)</sup>。今後当該制度が積極的に活用され、事例が集積されることで、実務上の取扱いがより明確になることが期待される。

#### (注)

- (1) 関税定率法等の一部を改正する法律附則第 1 条 1 号参照。
- (2) 平成 27 年 9 月 30 日に両社間で和解（ポスコ社が 300 億円の和解金を支払う内容）が成立している。
- (3) 平成 26 年 12 月 19 日に両社間で和解（SK ハイニックス社が約 330 億円の和解金を支払う内容）が成立している。
- (4) 不正競争防止法第 2 条 1 項 10 号の法文の構造を受けて、関税法の文言上、②については、「知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でないこと」という難解な表現となっているが、端的にいえば、輸出入者が営業秘密侵害品であることにつき譲受時に悪意又は重過失であったことが認定事項である。
- (5) 法文上は「申請に係る貨物を譲り受けた時に当該貨物が当該不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でないと思料する者」とあるが、つまるところは当該貨物の輸出入者又は輸入者の特定を求める趣旨である。
- (6) ①申請に明らかに理由がない場合、②所在その他の事情により意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合は、例外として被申請者からの意見陳述の機会付与は不要とされている。
- (7) 経済産業大臣が、被申請者たる輸出入者以外に、同様の営業秘密不正使用行為を行った者があると認める場合は、その者に対しても同様に意見陳述の機会を付与する必要がある。
- (8) 経済産業省のホームページ参照（<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/shingaihantei.html>）
- (9) 経済産業大臣が当該輸出入者以外に同様の営業秘密侵害行為を行った者があると認める場合には、その者にも交付される。また、必要がある場合は認定申請者及び被申請者以外の利害関係人にも交付される。

- (10) 今回の関税法改正により、営業秘密侵害品については、特許権等の侵害品と同様に一定期間内に税関が認定をしない場合に輸出入者が担保を提供して認定手続の取りやめを請求する通関解放制度が認められることとなり（関税法第 69 条の 10 及び第 69 条の 20）、この点においても営業秘密侵害品以外の不正競争防止法違反物品の場合と相違しているが、本稿では通関解放制度にかかる詳細な説明は割愛する。
- (11) なお、営業秘密侵害品にかかる認定手続でも、税関長は職権で経済産業大臣に意見照会を行うことが認められている（関税法第 69 条の 7 第 9 項及び第 69 条の 17 第 9 項）。
- (12) かかる資料としては、認定手続開始の申し立て時に添付された経済産業大臣の認定書（上記 3(5)参照）及びサンプルの提出が想定されている（関税法基本通達第 69 の 7-1 及び第 69 の 17-1）。
- (13) 詳細は関税法基本通達第 69 の 7-2 及び第 69 の 17-2 に定められている。
- (14) 平成 28 年 4 月に開催された公益財団法人日本関税協会知的財産情報センター主催の講演会における財務省関税局知的財産調査室長の発言からすると、税関も営業秘密侵害品については職権発動に前向きな姿勢であることが窺える。
- (15) 職権で認定手続を開始する場合も、対象となる輸出入者が貨物の譲受時に営業秘密侵害品であることにつき悪意または重過失であることが要件となる。認定手続開始の申し立ての前提となる経済産業大臣による営業秘密侵害品との認定結果が公表されれば、その後の同一物品の輸出入については上記の悪意または重過失の要件が充足しやすくなる可能性がある。認定手続の開始要件を充足しやすくなることで、営業秘密侵害品の水際取締りをより実効的なものとするのが期待できるため、経済産業大臣による認定結果が公表されるメリットは少なくない。  
この点に関し、申請手続等に関する規則の改正に伴うパブリックコメントの募集に際し、日本弁理士会がかかる公表がなされるべき旨の意見を提出したのに対し、経済産業省も「頂きました御意見を踏まえ、適切な執行に努めてまいります」と前向きな姿勢を示している（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595116032&Mode=2>）。
- (16) たとえば、「経済産業大臣への認定申請や認定手続開始の申し立て時に対象貨物の特定はどの程度要求されるのか（型番の特定まで必要なのかなど）」、「製品に使われている部品が営業秘密を侵害するときに製品全体の輸出入差止めを求められるのか」、「経済産業大臣による認定の過程で申請者が営業秘密に関する資料の提出を求められる場合に、当該資料の秘密性は確保されるのか」、あるいは注 15 で言及した「経済産業大臣による営業秘密侵害品との認定が出された場合に、当該認定は公表されるのか」といった論点については、法令上は必ずしも明らかとはいえない。  
(原稿受領 2016. 6. 27)